

幼稚園保育料は、月額25,700円まで**無償**になります。

※ 満3歳についても、同様に無償になります。

*** 申請が必要です！ ***

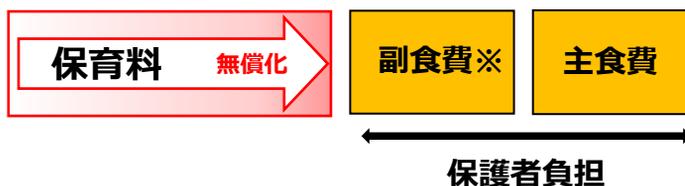
○ **幼稚園保育料は月額25,700円まで無償になります。**

保育料が月額25,700円未満の場合は、入園料についても一定金額まで無償になります。

※ 必ず入園日以前までに申請してください。

○ **通園バス費、給食実施園の主食費・副食費（おかず代など）、教材費などは保護者負担となります。**

参考：給食実施園の場合



※ 次のとおり副食費の給付が受けられる場合があります。

年収360万円未満相当世帯…幼稚園に通う全ての子どもの副食費が対象

年収360万円以上相当世帯…小学校3年生までの子どもが3人以上いる場合は、3人目以降の副食費が対象
(2人目までは全額必要)

**無償化に必要な申請書は、各幼稚園にあります。
また、申請書は各幼稚園へ提出してください。**

○在園以外の一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業などは、保護者負担となります。

預かり保育料について（実費で利用できますが、無償化の対象になるには**申請が必要**です。）

満3歳のうち、住民税課税世帯は、保育の必要性の有無にかかわらず、預かり保育料は無償になりません。

※ 満3歳…2025年度は2022年（令和4年）4月2日から2023年（令和5年）4月1日生まれで3歳になった子ども

- 月48時間以上の就労などにより、申請のうえ「**保育の必要性の認定**」を受けられた場合は、預かり保育料が無償になります（月額上限あり※）。
※ 預かり保育の利用日数×450円と11,300円（満3歳児の非課税世帯は16,300円）を比較して小さい額
- 保育を必要とする要件は、就労のほか、就学、産前産後、病気・障がいなどがあります。
詳しくは、「**無償化の認定手続きについて**」をご覧ください。
- 「**保育の必要性の認定**」は、預かり保育の利用を約束するものではありません。
預かり保育の申込みは、各幼稚園に行ってください。
- 預かり保育料は、領収書原本を添付し、月単位で申請してください。審査後に、指定の口座に対象金額を振り込みます。

※「無償化の認定手続きについて」は、各幼稚園にあります。